

## 神戸市道路公社原因者負担金取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第40条第2項において準用する道路法（昭和27年法律第180号）第58条第1項の規定に基づき、神戸市道路公社（以下「公社」という。）の管理する有料道路（以下「有料道路」という。）を損傷し、又は汚損した行為により必要を生じた有料道路に関する工事又は有料道路の維持（以下「原因者工事等」という。）を公社が施行する場合の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

(道路施設損傷等確認書)

第2条 道路管理部管理課長（以下「管理課長」という。）は、有料道路を損傷し、又は汚損した行為者（以下「原因者」という。）が、当該行為を行ったときは、現場の記録写真を撮影のうえ、すみやかに原因者から道路施設損傷等確認書（様式第1号）を提出させなければならない。

2 提出させた確認書は、事故報告書と同時あるいは、その後に総務企画部総務課長（以下「総務課長」という。）に送付するものとする。

(原因者工事等の施行)

第3条 管理課長は、原因者工事等を施行する必要があるときは、すみやかに当該工事を施行しなければならない。この時、総務課長に連絡するものとする。

(原因者工事等の施行通知)

第4条 総務課長は、前条の規定により管理課長が原因者工事等を施行しようとするときは、すみやかに原因者に対して原因者工事等施行通知書（様式第2号）を送付しなければならない。

(原因者工事等の完了)

第5条 管理課長は、原因者工事等が完了したときは、原因者工事等の施行に要する費用のうち原因者に負担させるべき工事費用（以下「工事費」という。）を確定させ、その内訳書と工事写真を総務課長に送付するものとする。

(費用の徴収)

第6条 総務課長は、原因者負担金を決定し、原因者に対して原因者負担金納入通知書（様式第3号）によりその納入を通知しなければならない。

(原因者負担金の算定)

第7条 前条に規定する原因者負担金の額は、次の各号に掲げる表の合計額とする。

(1) 工事費

(2) 事務費

2 事務費は、工事費の総額を次の各号に定める額に区分して、順次に対応する率を乗じて得た額の合計額とする。

基準額	事務费率
100万円以下の金額	10%
100万円を超え300万円以下の金額	8%
300万円を超え500万円以下の金額	6%
500万円を超える金額	4%

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

道路施設損傷等確認書

年 月 日

神戸市道路公社 理事長 宛

氏名 \_\_\_\_\_ TEL ( ) -

原因者 住所 \_\_\_\_\_

勤務先 \_\_\_\_\_ TEL ( ) -

勤務先住所 \_\_\_\_\_

私は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 午前 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分頃に貴社所管の \_\_\_\_\_ 午後 \_\_\_\_\_

線 行 KP附近において事故をおこし、貴社管理施設

\_\_\_\_\_  \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  \_\_\_\_\_

に損傷を与えました。

事故にかかる損害弁償については、すべて私がいたします。ただし、複数の関係者が関与する事故については過失割合により、負担いたします。

氏名 \_\_\_\_\_ TEL ( ) -

保証人 住所 \_\_\_\_\_

勤務先 \_\_\_\_\_ TEL ( ) -

勤務先住所 \_\_\_\_\_

原因者との関係 ( )

備考

整理番号

--	--	--	--	--

様

神戸市道路公社 理事長

### 原因者工事等施行通知書

平素より、当公社有料道路をご利用いただきましてありがとうございます。

さて、道路法第22条第1項の規定が適用される下記内容の行為により必要を生じた道路の復旧工事等につきましては、当公社で施行することといたします。

なお、この復旧工事等に必要な費用につきましては、道路整備特別措置法第40条第2項において準用する道路法第58条第1項の規定に基づき、原因者である貴方が負担することになりますので、あらかじめ通知します。

#### 記

1. 損傷・汚損 年月日 年 月 日 時 分ごろ
2. 損傷・汚損 場所 有料道路 K. P付近
3. 損傷・汚損 物件名及び数量、面積の概算

(連絡先) 〒651-1243 神戸市北区山田町下谷上字池ノ内6-1  
神戸市道路公社総務企画部総務課 ○○  
TEL: (078) 583-0234 FAX: (078) 583-3845  
整理番号 ( )

様

神戸市道路公社 理事長

原因者負担金納入通知書

年 月 日付神道公第 号により通知しました下記内容の行為にかかる復旧工事等の負担金が確定いたしましたので、通知いたします。

つきましては、道路整備特別措置法第40条第2項において準用する道路法第58条第1項の規定に基づき、別添の納入通知書もしくは下記7の口座への振込により、納入してください。

記

1. 損傷・汚損 年月日 年 月 日 時 分ごろ

2. 損傷・汚損 場所 有料道路 K. P付近

3. 損傷・汚損 物件名及び数量,面積 別紙のとおり

4. 原因車両番号

5. 負担金 ¥ — (内訳書のとおり)

6. 納入期限 年 月 日

7. 振込口座 三井住友銀行 神戸公務部 普通預金 1139410  
(口座名義人) 神戸市道路公社 (コウベシドウロコウシャ)

※ 振込手数料は、ご負担ください。

なお、任意保険で支払われる場合は、当公社と保険会社で手続きをいたしますので、事故当時に加入されていた保険会社に同封の書類等を提出のうえ、保険会社から下記連絡先に連絡するよう伝えてください。

(連絡先) 〒651-1243 神戸市北区山田町下谷上字池ノ内6-1

神戸市道路公社総務企画部総務課 ○○

TEL: (078) 583-0234 FAX: (078) 583-3845

整理番号 ( )